

宮 城 県 公 報

令和 7 年 5 月 30 日（金）
号外第 23 号

目 次

規則

- 宮城県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（職員厚生課）
- 非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則（同）
- 退職消防団員報償規則の一部を改正する規則（消防課）
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（食と暮らしの安全推進課）
- だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（社会福祉課）

告示

- 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正（事業管理課）
- 許可を受けないで建設業を営む者に対する指導及び監督の基準の一部改正（同）

次の規則を公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- | | |
|--------------|--|
| 宮城県規則第 114 号 | 宮城県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 |
| 宮城県規則第 115 号 | 非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 宮城県規則第 116 号 | 退職消防団員報償規則の一部を改正する規則 |
| 宮城県規則第 117 号 | 旅館業法施行細則の一部を改正する規則 |
| 宮城県規則第 118 号 | だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 |

宮城県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

宮城県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和34年宮城県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 附則様式第 5 号 昭和28年法律第155号附則の規定による普通恩給失権事由非該当申立書 昭和 年 月 日(職名) を退職した後3年をこえる<u>拘禁刑、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役若しくは旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑若しくは禁錮以上の刑に処せられる等恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかったことを申し立てる。</u> [略] 附則様式第 9 号 昭和28年法律第155号附則の規定による普通恩給失権事由非該当申立書 [略]	附 則 附則様式第 5 号 昭和28年法律第155号附則の規定による普通恩給失権事由非該当申立書 昭和 年 月 日(職名) を退職した後3年をこえる<u>懲役若しくは禁この刑又は</u>在職中の職務に関する犯罪により<u>禁こ</u>以上の刑に処せられる等恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかったことを申し立てる。 [略] 附則様式第 9 号 昭和28年法律第155号附則の規定による普通恩給失権事由非該当申立書 [略]

上記の者は 年 月 日(官公職) を退職した後死亡まで3年をこえる拘禁刑、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役若しくは旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑若しくは禁錮以上の刑に処せられる等恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかったことを申し立てる。

[略]

附則様式第10号

昭和28年法律第155号附則の規定による扶助料失権失格事由非該当申立書

年 月 日職員死亡後3年をこえる拘禁刑、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役又は旧刑法第13条に規定する禁錮に処せられる等恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかったことを申し立てる。

[略]

上記の者は 年 月 日(官公職) を退職した後死亡まで3年をこえる懲役若しくは禁この刑又は在職中の職務に関する犯罪により、禁こ以上の刑に処せられる等恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかったことを申し立てる。

[略]

附則様式第10号

昭和28年法律第155号附則の規定による扶助料失権失格事由非該当申立書

年 月 日職員死亡後3年をこえる懲役又は禁この刑に処せられる等恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかったことを申し立てる。

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の宮城県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と

の通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則の規定によるものとみなす。

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則（昭和42年宮城県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（休業補償を行わない場合） 第7条の2 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合</u>、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) [略]	（休業補償を行わない場合） 第7条の2 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少

年院を含む。以下この項において同じ。) に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する改正後の第7条の2第1号の規定の適用については、懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者はそれぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者はそれぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑を受けている者とみなす。

退職消防団員報償規則の一部を改正する規則

退職消防団員報償規則（昭和36年宮城県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（報償の制限） 第5条 次の各号の一に該当する団員に対しては、報償を行なわない。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（4） [略]	（報償の制限） 第5条 次の各号の一に該当する団員に対しては、報償を行なわない。 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（4） [略]

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和 33 年宮城県規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
様式第 1 号（その 1）（第 2 条関係） <table><tr><td colspan="4">旅館業営業許可申請書 [略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td>旅館業法 第 3 条 第 2 項 各 号 に 該 当 す る こ と の 有 無 及 び 内 容 ※</td><td>有</td><td>第 1 号・第 2 号 [略] 第 3 号 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、 又は旅館業法若しくは同法に基 づく処分に違反して罰金以下の 刑に処せられ、その執行を終わ り、又は執行を受けることがな くなった日から起算して 3 年を 経過していない者 第 4 号～第 8 号 [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></table>	旅館業営業許可申請書 [略]				[略]				旅館業法 第 3 条 第 2 項 各 号 に 該 当 す る こ と の 有 無 及 び 内 容 ※	有	第 1 号・第 2 号 [略] 第 3 号 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、 又は旅館業法若しくは同法に基 づく処分に違反して罰金以下の 刑に処せられ、その執行を終わ り、又は執行を受けることがな くなった日から起算して 3 年を 経過していない者 第 4 号～第 8 号 [略]	[略]	[略]				様式第 1 号（その 1）（第 2 条関係） <table><tr><td colspan="4">旅館業営業許可申請書 [略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td>旅館業法 第 3 条 第 2 項 各 号 に 該 当 す る こ と の 有 無 及 び 内 容 ※</td><td>有</td><td>第 1 号・第 2 号 [略] 第 3 号 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又 は旅館業法若しくは同法に基 づく処分に違反して罰金以下の刑 に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくな った日から起算して 3 年を経過 していない者 第 4 号～第 8 号 [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></table>	旅館業営業許可申請書 [略]				[略]				旅館業法 第 3 条 第 2 項 各 号 に 該 当 す る こ と の 有 無 及 び 内 容 ※	有	第 1 号・第 2 号 [略] 第 3 号 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、又 は旅館業法若しくは同法に基 づく処分に違反して罰金以下の刑 に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくな った日から起算して 3 年を経過 していない者 第 4 号～第 8 号 [略]	[略]	[略]			
旅館業営業許可申請書 [略]																																	
[略]																																	
旅館業法 第 3 条 第 2 項 各 号 に 該 当 す る こ と の 有 無 及 び 内 容 ※	有	第 1 号・第 2 号 [略] 第 3 号 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、 又は旅館業法若しくは同法に基 づく処分に違反して罰金以下の 刑に処せられ、その執行を終わ り、又は執行を受けることがな くなった日から起算して 3 年を 経過していない者 第 4 号～第 8 号 [略]	[略]																														
[略]																																	
旅館業営業許可申請書 [略]																																	
[略]																																	
旅館業法 第 3 条 第 2 項 各 号 に 該 当 す る こ と の 有 無 及 び 内 容 ※	有	第 1 号・第 2 号 [略] 第 3 号 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、又 は旅館業法若しくは同法に基 づく処分に違反して罰金以下の刑 に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくな った日から起算して 3 年を経過 していない者 第 4 号～第 8 号 [略]	[略]																														
[略]																																	
様式第 1 号（その 2）・様式第 1 号（その 3） [略]	様式第 1 号（その 2）・様式第 1 号（その 3） [略]																																

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の旅館業法施行細則の規定による様式第 1 号については、当分の間、改正後の旅館業法施行細則の規定によるものとみなす。

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年宮城県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第5条関係） （1）～（4） [略] （5） [略]			別表第1（第2条、第5条関係） （1）～（4） [略] （5） [略]		
公 益 的 施 設		指 定 施 設	公 益 的 施 設		指 定 施 設
路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号） 第2条第2号に規定する路外駐車場 （機械式駐車場を除く。）	高齢者、障害者等の 移動等の円滑化の促進 に関する法律（平成18 年法律第91号） <u>第2条</u> <u>第13号</u> に規定する特定 路外駐車場	路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号） 第2条第2号に規定する路外駐車場 （機械式駐車場を除く。）	高齢者、障害者等の 移動等の円滑化の促進 に関する法律（平成18 年法律第91号） <u>第2条</u> <u>第11号</u> に規定する特定 路外駐車場

第2条 だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第3条関係） （1） [略]			別表第2（第3条関係） （1） [略]		
整 備 項 目	整 備 基 準		整 備 項 目	整 備 基 準	
[略]	[略]		[略]	[略]	
2 廊下その他	利用者の利用に供する廊下等（共同住宅等にあつては、 これに類する共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること。		2 廊下その他	利用者の利用に供する廊下等（共同住宅等にあつては、 これに類する共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること。	

もの（以下「廊下等」という。）	(1)・(2) 〔略〕 (3) 〔略〕 ア・イ 〔略〕 ウ 高低差がある場合においては、次に定める構造（当該公益的施設が自動車車庫である場合にあっては、次の(ア) から(キ)までに定める構造）の傾斜路及びその踊り場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号） <u>第19条第2項第6号</u> に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造を用いる昇降機で車椅子使用者の円滑な利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。 (ア)～(キ) 〔略〕 エ 〔略〕 (4) 〔略〕
〔略〕	〔略〕

様式第2号（その1）（第4条、第6条、第9条関係）

整備項目表（建築物）	
〔略〕	
2 〔略〕	
(1) 〔略〕	
〔略〕	
(注意) 1 〔略〕	
2 〔略〕	

もの（以下「廊下等」という。）	(1)・(2) 〔略〕 (3) 〔略〕 ア・イ 〔略〕 ウ 高低差がある場合においては、次に定める構造（当該公益的施設が自動車車庫である場合にあっては、次の(ア) から(キ)までに定める構造）の傾斜路及びその踊り場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号） <u>第18条第2項第6号</u> に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造を用いる昇降機で車椅子使用者の円滑な利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。 (ア)～(キ) 〔略〕 エ 〔略〕 (4) 〔略〕
〔略〕	〔略〕

様式第2号（その1）（第4条、第6条、第9条関係）

整備項目表（建築物）	
〔略〕	
2 〔略〕	
(1) 〔略〕	
〔略〕	
(注意) 1 〔略〕	
2 〔略〕	

(1) 〔略〕 (2) 「段差解消機」とは、車椅子使用者用特殊構造昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第19条第2項第6号に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造を用いる昇降機で車椅子使用者の円滑な利用に供するもの）をいいます。 (3)～(5) 〔略〕 3 〔略〕 〔略〕	(1) 〔略〕 (2) 「段差解消機」とは、車椅子使用者用特殊構造昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条第2項第6号に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造を用いる昇降機で車椅子使用者の円滑な利用に供するもの）をいいます。 (3)～(5) 〔略〕 3 〔略〕 〔略〕
---	---

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。
- （経過措置）
- 改正前の様式第2号（その1）による整備項目表（建築物）は、当分の間、改正後の様式第2号（その1）によるものとみなす。

宮城県告示第378号

平成15年宮城県告示第322号(建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準)の一部を次のように改正し、令和7年6月1日から施行する。
令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
3 監督処分の基準 (1) [略] (2) 具体的基準 ア～ウ [略] エ 建設工事の施工等に関する他法令違反 (ア) [略] (イ) 建設工事の施工等に関する法令違反 a 建築基準法（昭和25年法律第201号）違反等 (a) 役員等又は政令で定める使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。 (b)・(c) [略] b 労働基準法（昭和22年法律第49号）違反等 役員等又は政令で定める使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。 c 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反 役員等又は政令で定める使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられ	3 監督処分の基準 (1) [略] (2) 具体的基準 ア～ウ [略] エ 建設工事の施工等に関する他法令違反 (ア) [略] (イ) 建設工事の施工等に関する法令違反 a 建築基準法（昭和25年法律第201号）違反等 (a) 役員等又は政令で定める使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。 (b)・(c) [略] b 労働基準法（昭和22年法律第49号）違反等 役員等又は政令で定める使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。 c 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反 役員等又は政令で定める使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられ

たときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

d 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）違反

(a) 役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(b) [略]

e 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）違反

(a) 役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(b) [略]

(ウ) 信用失墜行為等

a 法人税法、消費税法（昭和63年法律第108号）等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b [略]

(エ) 健康保険法（大正11年法律第70号）違反、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）違反、雇用保険法（昭和49年法律第116号）違反

a 役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b [略]

オ～ク [略]

たときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

d 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）違反

(a) 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(b) [略]

e 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）違反

(a) 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(b) [略]

(ウ) 信用失墜行為等

a 法人税法、消費税法（昭和63年法律第108号）等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b [略]

(エ) 健康保険法（大正11年法律第70号）違反、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）違反、雇用保険法（昭和49年法律第116号）違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b [略]

オ～ク [略]



宮城県告示第379号

平成18年宮城県告示第347号（許可を受けないで建設業を営む者に対する指導及び監督の基準）の一部を次のように改正し、令和7年6月1日から施行する。

令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
3 無許可業者に対する指導及び監督の考え方 (1) 法第28条第2項に基づく指示処分又は同条第3項に基づく営業停止処分を行う場合 ア 契約締結の過程に関する法令違反 (ア) 刑法（明治40年法律第45号）違反（詐欺罪） a 代表権のある役員（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が<u>1年以上の拘禁刑</u>に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。 b [略] (イ) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）違反 a 役員又は使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。 b [略] イ～エ [略] (2)・(3) [略]	3 無許可業者に対する指導及び監督の考え方 (1) 法第28条第2項に基づく指示処分又は同条第3項に基づく営業停止処分を行う場合 ア 契約締結の過程に関する法令違反 (ア) 刑法（明治40年法律第45号）違反（詐欺罪） a 代表権のある役員（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が<u>懲役1年以上の刑</u>に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。 b [略] (イ) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）違反 a 役員又は使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。 b [略] イ～エ [略] (2)・(3) [略]